

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 歳費の二割減額

議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第三十五条の規定にかかわらず、令和四年七月三十一日までの間は、歳費月額に百分の八十を乗じて得た額とすること。  
(附則第十九項関係)

二 施行期日

この法律は、令和四年一月一日から施行すること。

(改正法附則関係)